

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	拓北・あいの里地区センター業務用ガス遮断弁交換業務
発 注 課	北区市民部総務企画課
選 定 事 業 者	北海道瓦斯株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務にて交換を行う業務用ガス遮断弁は、既設都市ガス配管に設置しているものである。 ガス事業法第2条第5項及び第6項並びに第35条では、都市ガスは経済産業大臣の許可を受けた供給事業者のみ供給できるものと定められており、また、同法第48条ではガス供給事業者は経済産業大臣の許可を受けた託送供給約款で、料金その他の供給条件を設定するよう定めている。 本業務地における許可を受けた供給事業者は上記契約相手方に限定されており、また上記契約相手方が定め、認可を受けている託送供給約款の中では、ガス栓の増減や内管又はガスメーターの位置替等供給施設を変更する作業は、上記事業者のみが申込をうけて、作業することとしている。 したがって、契約相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないものであることから、上記契約相手方を選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）